

長浜市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市規則第 6 7 号

長浜市行政組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

長浜市行政組織及び事務分掌規則（平成18年長浜市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 虎姫時遊館の項を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。